

「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」に対するコメント

2022 年 6 月 6 日

柳田宗彦

私は、このたび公表されました「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

【論点 1】基準開発の必要性及び緊急性、並びにその困難さ

《意見》

暗号資産を利用する企業も増えてきており、現時点において速やかに基準開発に着手すべきと考える。なお、ICO トークンに限らず、資金決済法上の暗号資産やブロックチェーン技術を用いて取引されるデジタル資産の取引も検討対象に含めるべきである。

《理由》

有価証券報告書等において、暗号資産を記載している企業数¹は増加してきており、2020 年は 21 社、2021 年は 35 社であったデリバティブのように保有していることについての開示はないことから、財務諸表に表示がなくとも、少額の暗号資産を保有している企業は他にもあると思われる。暗号資産関連の企業には、有価証券報告書を開示していない非上場の企業が多くあることから、さらに多くの企業が暗号資産を利用していると考えられる。

図表 暗号資産の財務諸表における表示

	2021	2020	2 年連続
貸借対照表	13	8	7
損益計算書	29	17	13
合計（重複除き）	35	21	17

（出典）EDNET に基づいて筆者が作成

¹ 2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までに公表された有価証券報告書および四半期報告書を 2020 年、2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までに公表された有価証券報告書および四半期報告書を 2021 年として貸借対照表および損益計算書（キャッシュフロー計算書において表示されている場合も含む。以下同じ。）において暗号資産または仮想通貨が表示されている企業を数えた。IFRS においては暗号資産が無形資産として計上されるため、無形資産についての注において暗号資産を含んでいることを記載していることを確認した上で、マネックスグループ株式会社、株式会社ネクソンおよび S B I ホールディングス株式会社を貸借対照表の数字に含めている。以下の本稿におけるデータは同じ集計方法に基づいている。

さらに、このような企業は、自由民主党の「デジタル・ニッポン 2022～デジタルによる新しい資本主義への挑戦～」において、「STO/ICO でのトークン発行等、暗号資産に関する会計基準が未整備で監査拒否等の事態が生じていることから、早急に Web3.0 関連の会計基準を明確にすべき²」といった状況の下でありながらも暗号資産を利用している企業であり、会計基準が整備されて監査拒否も起きなくなれば、事業の環境は改善され、活用する企業は増えるものと考えられる。

現在、わが国においては ICO トークンの発行についての基準がな。このことから、法人税制においては、暗号資産に係る会計処理として実務対応報告第 38 号において採られている期末において時価評価を行い、当該損益を当期損益として取り扱うこととされている。このことから、わが国において起業して ICO トークンの発行を行うことによって資金調達を行った場合、未実現利益が益金として捉えられてしまうことから、わが国において起業することを避けて、海外において起業することを選択される事態を招いている³。法人税制において時価評価を行う根拠の一つとして企業会計⁴において暗号資産が時価評価されていることを挙げている⁵ことから、企業会計がわが国における起業を阻害する要因の一つとなり、わが国における ICO トークンの発行が無い状態が続くこととなっている。

このような状況の下、「予備的な分析」の（対象取引のこれまでの実施状況及び今後の普及見込み）として挙げられている「(1) 我が国における対象取引への取組みが定着し、対象取引の取引慣行が一定程度定まってから基準開発に着手する」を選択すると、わが国における起業を選択せずに海外での起業をさらに促す効果となり、今まで通り ICO トークンの発行がなされない状態が続くこととなり、いつまでも基準は制定されないこととなる。これは、企業会計および法人税制が起業の妨げとなっている実態を直視していないことであり、この場合「(2) 現時点で想定する一定の経済的実態に基づき、将来的に見直しの可否の検討を行うことを前提とした当面の取扱いを定めることを目的として、基準開発に着手する。」ことにより、わが国において ICO トークンの発行ができる環境とすることが必須である。

また、（我が国における暗号資産の私法上の取扱い）であるが、海外に目を向けた場合、IFRS は特定の国の私法に依存して会計処理を決めているものではなく、私法上の取り扱い

² 自由民主党「デジタル・ニッポン 2022～デジタルによる新しい資本主義への挑戦～」32 頁。

³ 渡辺創大「Web3 において日本の税制を変えない限り日本に未来はないと思う件について。」note (2022) (https://note.com/sota_watanabe/n/n40b7d78b009a)。

⁴ 2018 年に公表された実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理に関する当面の取扱い（以下、「実務対応報告 38 号」という。）」を指している。

⁵ 第 208 回国会内閣委員会第 2 号（令和 4 年 2 月 4 日（金曜日））藤原大臣政務官の発言「この取扱いの理由につきましては、企業会計上も時価評価することとされていること」を理由の一つとして挙げている。

が異なる国に普遍的に会計処理を定めるものとなっている。例えば、ドイツにおいてもわが国と同様に暗号資産の私法上の取扱いが定められていないが、IFRS は適用され、規制面でもブロックチェーン事業を進行させる取り組みが行われている。わが国において暗号資産の私法上の取扱いが定まることを待つ必然性は存在せず、「(1) 我が国における暗号資産の私法上の取扱いが定まってから基準開発に着手する」ことは採るべきではなく、ICO トークンの経済的実態を捉えて会計処理を定めるべきである。そのため、「(2) 私法上の取扱いが明らかとなっているか否かにかかわらず基準開発に着手する。また、その時点で私法上の取扱いが明らかとなっていない場合、それが明らかとなった際に見直しの要否の検討を行うことを前提とした取扱いを定める」とすべきであり、見直しが必要となった際に対応することが望ましい。

さらに、(国際的な基準開発の動向)として、国際的に検討が開始されているものの、「検討には一定の時間を要する」ことであり、「(1) 国際的な基準開発が行われてから我が国における基準開発に着手する。」とした場合、わが国の国内での起業を妨げる状況が続くこととなる。そのため、「(2) 国際的な基準開発に先行して基準開発に着手する。その後に国際的な基準開発が行われた場合には国際的な基準との整合性について分析を行い、当該分析の結果によっては再度我が国の基準開発を行うことを検討する(すなわち、再度検討を行うこととなるリスクを承知の上で、基準開発に着手する。)」ことを選択することが望ましい。

「実務対応報告 38 号」はトレーディング目的での暗号資産の保有を想定していたが、既に、有価証券報告書において、株式会社きちりホールディングスは「お客様の支払手段の多様化に対応するため、暗号資産による決済を導入」しており、アクセルマーク株式会社は、「ユーザーや取引先に対するブロックチェーン利用による手数料支払、その他入出金などのために暗号資産を保有」している。このように「実務対応報告 38 号」制定時には想定していなかったユースケースが出てきており、「実務対応報告 38 号」の改定とともに、ICO トークンの会計基準の設定も早急に行うべきである。

【論点 2】ICO トークンの発行者における発行時の会計処理

《意見》

(ICO トークンの発行者が何ら義務を負担していない場合の会計処理)

論点整理にご記載いただいていた通り、ICO トークンの発行取引においては、ICO トークンに権利が一切付与されておらず、発行者が何ら義務を負担していない場合においては、発行者は、何ら義務を負担していないことから認識すべき負債は存在せず、対価の受領時においてその全額を利益に計上することが望ましいと考えられる。

(ICO トークンの発行者が何らかの義務を負担している場合の会計処理)

ICO トークンの発行者が何らかの義務を負担している場合では、経済的に等価交換が成立しているものとして取り扱い、譲渡したものの時価とその対価として取得したものの時価のうち、より客観的に信頼性をもって測定可能な時価で双方を測定することとされている。

ることが望ましいと考えられる。ただし、発行したものの譲渡せずに保有している ICO トークンについては、トレーディング勘定の有価証券のようなすぐに売却するものではないため、時価で測定した場合の評価損益を当期損益とするべきではなく、評価損益は純資産の部に計上しておくことが望ましいと考えている。これは特にガバナンストークンについて検討すべき論点だと考えている。

《理由》

発行された ICO トークンの持つ性質、さらにその保有目的に応じて会計処理を定めていくことが望ましい。それも「同じリスク、同じビジネス、同じルール」として、他の既存の会計処理と整合性を持たせた会計処理をあてはめるようにするべきである。ただし、「実務対応報告 38 号」が定めているような性質や保有も目的に依らず一律の期末時価評価、当期損益反映ではなく、プリンシプル・ベースのアプローチの方が望ましいと考えている。

また、ガバナンストークンの場合、発行する際に全てのガバナンストークンを外部に発行せずに、運営が軌道に乗るまでは自社で保有する場合がある。このような場合にガバナンストークンの価格が上がったとしても、利益が生じているわけでもなくキャッシュフローが動くこともない。その後、運営が軌道に乗った後には外部に引き渡すことになることから、売買目的ではなく売却可能なトークンとしての取り扱いが望ましいと考えている。

ICO トークンの発行取引について基準開発することとした場合には、当該発行取引の実態に照らして、業界団体等の関係者に意見を求めていただければと考えている。

【論点 3】資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関するその他の論点

《意見》

発行時に自己に割り当てた ICO トークンについては、第三者が介在していない内部取引に該当するとして、会計処理の対象としないことが望ましい。

《理由》

自己株式を取得した場合の会計処理との整合性、及び自己が発行した ICO トークンを取得することに伴い、当該 ICO トークンに係る発行者の義務が自己に対する義務に実質的に変化するという状況を重視している。また、ICO トークンの発行後に第三者から当該 ICO トークンを取得した場合、関連する負債の消滅の認識を行うこととし、当該負債の計上金額と取得した ICO トークンの取得原価が異なる場合には、差額を損益として処理する方法を適用することが望ま配。

また、掲載されていた論点において扱われていない論点として、わが国では会計処理が未整備のため、実例はないものの海外では普及している「SAFT (Simple Agreement for Future Tokens) ⁶」を通じた資金調達に係る発行者および出資者の会計処理も検討すべき課題であ

⁶ 欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) のディスカッション・ペーパー「暗号資産 (負

ろう。

【論点 4】電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点

《意見》

実際に発行が行われるか定かではないことから、その状況が大きく変化した際に、その実例に応じてどのように対応すべきかとして、本論点は取り扱うこととすればよいと考えられる。

以上

債)の会計処理」の貴機構による日本語訳 17、59 頁などにおいても論じられている。